

2026年度 当社の輸送の安全に係る事項を下記のとおり公表します。

期間：2026年4月1日～2027年3月31日

レンゴーロジスティクス株式会社

運輸安全マネジメントの取組み

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ★ **当社の輸送安全に対する基本方針**
 - ・健康で安全な働きやすい職場環境づくりに努め、法令を遵守すると共に、安全を第一に、マナーと輸送の品質向上をはかり、お客様の満足と信頼を得る。
- ★ **社内への周知方法**
 - ・輸送の安全に対する取り組みを各営業所に掲示する。
 - ・各種会議で周知する。（安全衛生委員会、職制会議、班会議、輸送協力会社会議等）
 - ・安全に関する情報を社内報に掲載、又はセーフティニュースで発信する。
 - ・社内教育で周知・指導する。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

- ★ **安全方針に基づく目標**
 - ・労災及び重大事故を撲滅する。
 - ・労働災害 0件、重大事故(運輸局への届出事故) 0件
- ★ **スローガン**
 - レンゴーグループ 安全スローガン
安全は全てにおいて最優先 ためらう時は再確認 時間を惜しまず安全作業
 - レンゴーロジスティクス 安全スローガン
忘れるな 基本作業と危険予知 全てに優先 安全作業
- ★ **具体的な取り組み**
 - ・運転中不適切行為の撲滅
運転中は個人スマホのルールを遵守し、安全運転に徹する。
 - ・安全講習会の開催
半期に1回、本社主催の安全講習会を開催する。
必要に応じて営業所主催の安全講習会も開催する。
 - ・熱中症対策の徹底
飲料支給、空調服の活用、その他暑さ対策を推進し、職場の仲間同士による声掛けで、熱中症ゼロを目指す。
 - ・VRの活用
リアルな動画による効果的な学習で事故撲滅に取り組む。
 - ・メンタルヘルス対策の推進
安全衛生委員会を通し、全員で「心の健康」を考える。

- ★ **当社における安全に関する情報交換方法**
 - ・事故・災害発生時には直ちに一報を報告、又 詳細を24時間以内に経営トップに報告する。
 - ・事故、災害情報を発信し、類似事故の防止を図る。
 - ・営業所の安全衛生委員会を月に1度開催し情報を共有する。
 - ・協力会社へ「各種注意喚起文書」「事故速報」等を配布する。

- ★ **当社の安全に関する反省事項**
 - ・協力会社による重大事故が発生した。
 - ・工場構内や得意先構内での後方確認不足による軽微な構内事故が多発した。

- ★ **反省事項に対する改善取組**
 - ・協力会社のドライバーにも積極的に声掛けや情報共有を行い、事故防止の注意喚起をしていく。
 - ・後退時における下車確認、ミラーやバックアイカメラの活用、窓から顔を出しての目視確認を徹底する。
 - ・他所事故事例の確認、自所で発生させた事故については、再発防止教育及び防止策の周知徹底を図る。

- ★ **安全に関する目標達成状況**

2025年度目標（労災及び重大事故を撲滅し、リフト事故を半減させる。労働災害0件、重大事故0件（運輸局への届出事故））
期間：2025年4月1日～2026年3月31日

区分	2025年度 発生件数	2025年度 目標件数	2025年度目標達成状況	
労働災害	7件	0件	目標0件、実績7件	〔未達〕
重大事故（有責）	1件	0件	目標0件、実績1件	〔未達〕
リフト事故	83件	45件	目標45件、実績83件	〔未達〕

2026年度 安全目標

- ・労働災害及び重大事故を撲滅する
- ・労働災害0件、重大事故0件（※重大事故＝運輸局への届出事故）

重点取組事項

- ・運転中不適切行為の撲滅
- ・安全講習会の開催
- ・熱中症対策の徹底
- ・VRの活用
- ・メンタルヘルス対策の推進

3. 事故に関する統計(前年度)

・重大事故件数（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）	1件
・事故の分類	人身事故0件、物損事故1件

4. 輸送の安全に係る行政処分に関する情報(前年度)

輸送の安全に係る行政処分はなし

貨物自動車輸送事業法第24条の3による輸送の安全にかかわる情報の公表

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8 国土交通省告示第1091号